

連載⁸⁹

内海善雄の
(ITU元事務総局長)

やぶ睨み
「ネット社会」論

公平な行政が損なわれたのか？

されるぐらいだ。問題なのは、忖度ではなく、その中身である。

政府は、法規則に従った適正な行政行為だと主張している。いずれの場合も役人が取った行政判断であるから、該当する法令に明白に違反しているようなことは行うはずがない。しかしながら、法令に一見、違反していないければ直ちに適正な判断であるとは限らない。違法ではないが、不当な行政判断はいくらでもある。

例えば、資格を満たした複数の候補者から一名を選ばなければならぬ時、よりいっそう資格を満たす者を選んで初めて公平であるといえる。もし同等であれば、先に応募したもの、あるいはくじ引きで選ぶ、など公平を確保するための方法は、ケースによっていろいろある。このような配慮がとられず、行政官の友人であるという理由だけで優先したならば、たとえ有資格者だったとしても不当な行政行為となるだろう。

森友学園問題も加計学園問題も総理が指示をしたかどうか、あるいは役人が総理の意向を忖度したかどうかはあまり問題ではない。問題は、総理の友人に、一般人には与えられ

ない不当な利得が与えられたかどうかなのがある。

イーコル・チャンスの付与

先例がないといわれる森友学園に対する土地の売却の減額については、先例がないからという理由だけでは、不当とはいえないと思う。同じようなケースを過去に拒否しているのに森友学園だけに便宜を図ったとなれば不当な利益を与えたといわれるだろう。しかしこの場合も政策変更によりこれからはすべて同様の扱いをするということであり、政策変更が広く知らされ、他の者にも同等のチャンスが与えられるのであれば、不当とはいえない。

規制を緩和し、何十年ぶりに獣医学部を認めること自体は、規制緩和と自由化の政策としてむしろ賞賛されるべきことである。そのため総理自らが先頭に立って邁進してもらいたいぐらいだ。しかし、加計学園だけを有利に扱うためのものだったら、大問題である。同等の他の者に時間的余裕を持ってイーコル・チャンスが与えられて、初めて適正な行政措置となる。

忖度の中身が問題

近代国家の基本は、法の下に国民が平等に取り扱われることである。騒がれている森友学園や加計学園問題は、この根本原則が問われている事件だ。ところが、野党やマスコミは肝心なことは追及せず、また、政府の説明もポイントがずれていると思う。

マスコミでは、役人たちが総理の意向を忖度したのではないかと問題にしているが、この社会でも部下が上司の意向を忖度するのは当たり前である。忖度ができない部下は有能であるとはいえない。忖度ができない極端な者は、空気が読めない変人といわれる。米国の場合は、大統領が代わると、大統領の政策や意向を反映するために、高級官僚は一斉に解雇され、大統領の息のかかった者が任命

適正な行政処分であったかどうかは、このような詳細な検討によって初めて判断できるものである。政府からの説明が求められる。

不当な圧力と陳情や注文

次に、総理の周辺が総理の意向を伝達して圧力をかけたのではないかということが問題になっている点はどうか。総理の友人を優先せよとの圧力であれば不当な圧力だが、一般的に獣医学部の新設を認めるべきとの意向の伝達であれば何の問題もない。むしろ、既特権擁護に傾きがちな官僚への注文として評価されるべきではないか。単純に圧力があつたかどうかだけを詮索すべきことではない。



公務員制度を考えてみる機会だ

行政の裁量による公平の確保

日本国憲法第十四条一項では、すべて国民は、法の下に平等であることを保障し、その大原則のもとに、行政制度が成立している。しかし、具体的なケースにおいて政府がどのように公平性を確保するかは、裁量に任ざれているのが通例である。さまざまなケースがあり、何が公平であるのか一律に規定することが困難であるからではないだろうか。

米国では、ヒアリングを行うなど手続きの面から利害関係者にチャンスを与えること（デュー・プロセス）によって公平性を確保する努力がなされている。

日本でこのような行政手続きがあまり発達していないのは、公務員制度の大きな違いによるものと考えられる。政権交代により高級官僚が一斉に交代するスポイルズシステムの米国では、任命に議会の承認を必要とすることに より恣意的なネポティズムを排し、また、個別の行政処分では、利害関係者のヒアリング機会の付与により、行政の公平性の確保を図る努力が伝統的になされてきた。

一方、メリットシステムを採用している日本の公務員制度のもとでは、公務員の独立性がある程度確保され、公務員の裁量の中立性が大きく損なわれることのない経験から、米国のような制度的な担保が発達していないのだろう。

公務員制度に応じた制度的仕組み

そのような背景の中で、役人の抵抗を排し、政治主導の実効を高めるために行われた高級公務員任命の内閣への集中は、スポイルズシステムを導入したのと同様の効果があり、行政と政治のあり方を大きく変えたように思う。人事権を握られた官僚が、過剰に総理の意向を付度（あるいは憶測）するあまり、行政の公平性を損なっているのではないかと批判である。もつともなことであり、森友学園や加計学園問題は、この点から検証すべきである。そして、そのことが事実なら、弊害の排除のため、内閣の任命権に米国のような国会のチェックや、利害関係人に必ずチャンスを与え、行政の公平性を確保することが急務であると思う。そのような観点からの国会審議や、専門家による検証委員会の立ち上げも必要である。

（六月九日記）



内海善雄（うつみ よしお）

1942年香川県高松市生まれ。東大法学部卒。東芝を経て66年郵政省（現総務省）入省。電気通信の自由化など、通信放送政策を長く担当。98年国際電気通信連合（ITU）事務総局長就任。現在は一般財団法人「海外通信・放送コンサルティング協力」理事長。IEEE名誉会員。